

大野市日常生活用具給付対象用具一覧表

区分	種目	対象者	性能等	耐用年数 基準金額
介護・訓練支援用具	特殊寝台	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の者 (2) 難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもの	腕又は脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として対象者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年 154,000円
	特殊マット	(1) 下肢又は体幹機能障害1級の者(常時介護を要する者に限る。) (2) 難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもの	じょくそうの防止、失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年 19,600円
	特殊尿器	(1) 下肢又は体幹機能障害1級の者(常時介護を要する者に限る。) (2) 難病患者等であって、自力で排尿できないもの	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年 67,000円
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の者(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	対象者を担架に乗せたままりフト装置により入浴させるもの	5年 82,400円
	体位変換器	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の者(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者	介護者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年 15,000円

		に限る。) (2) 難病患者等であって、 寝たきりの状態にある もの		
	移動用リフト	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の者 (2) 難病患者等であって、 下肢又は体幹機能に障害のあるもの	介護者が対象者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年 159,000円
	訓練いす (障害児のみ)	身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢又は体幹機能障害2級以上で3歳以上のもの	原則として附属のテーブルを付ける。	5年 33,100円
	訓練用ベッド	(1) 身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢又は体幹機能障害2級以上で学齢児以上のもの (2) 難病患者等であって、 下肢又は体幹機能に障害のあるもの	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年 154,000円
自立生活支援用	入浴補助用具	(1) 下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とするもの (2) 難病患者等であって、 入浴に介助を要するもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴う	8年 90,000円

具			ものを除く。	
	便器	(1) 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者 (2) 難病患者等であって、常時介護を要するもの	対象者が容易に使用し得るもの（手すりを付けることができる。）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年 4,450 円
	T 字状又は棒状のつえ	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木材 ニス塗装 夜光材（一部） 夜光材（前面） カラー（白・黄） ・ 軽金属 塗装無し 夜光材（一部） 夜光材（前面） カラー（白・黄） 	3 年 2,310 円 2,740 円 3,570 円 2,583 円 3,150 円 3,580 円 4,410 円 3,423 円
移動・移乗支援用具	(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 (2) 難病患者等であって、下肢が不自由なもの	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p> <p>ア 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するも</p>	8 年 60,000 円	

			の イ 転倒予防、立ち 上がり動作の補 助、移乗動作の補 助又は段差解消等 の用具	
頭 部 防 護 帽	(1) 平衡機能又は下肢若 しくは体幹機能障害者 (2) てんかんの発作等に より頻繁に転倒する知 的障害者（児）及び精神 障害者	ヘルメット型で、転 倒の際に頭部を保護 できる性能を有する もの A スポンジ又は革 が主材料 B スポンジ、革又 はプラスチックが 主材料	3 年 A 15,656 円 B 37,852 円	
特殊便器	(1) 上肢障害 2 級以上の 者 (2) 難病患者等であって、 上肢機能に障害のある もの	足踏みペダル等によ り温水温風を出し得 るもの。ただし、取替 えに当たり住宅改修 を伴うものを除く。	8 年 151,200 円	
火 災 警 報 器	障害等級 2 級以上の者（火 災発生の感知及び避難が 著しく困難な障害者のみ の世帯及びこれに準ずる 世帯に属する者に限る。）	室内の火災を煙又は 熱により感知し、音 又は光を発し、屋外 にも警報ブザーで知 らせ得るもの	8 年 15,500 円	
自 動 消 火 器	障害等級 2 級以上の者又 は難病患者等（火災発生の 感知及び避難が著しく困 難な障害者のみの世帯及 びこれに準ずる世帯に属	室内温度の異常上昇 又は炎の接触で自動 的に消火液を噴射 し、初期火災を消火 し得るもの	8 年 28,700 円	

		する者に限る。)		
	電磁調理器	視覚障害2級以上の者(盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。)	対象者が容易に使用し得るもの	5年 41,000円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の者	対象者が容易に使用し得るもの	10年 7,000円
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級の者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に属する者に限る。)	音、声音等を、視覚、触覚等により知覚できるもの	10年 87,400円
住宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定の温度に保つもの	5年 51,500円
	ネブライザー(吸入器)	(1) 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの (2) 難病患者等であって、呼吸器機能に障害のあるもの	対象者が容易に使用し得るもの	5年 36,000円
	電気式たん吸引器	(1) 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの (2) 難病患者等であって、	対象者が容易に使用し得るもの	5年 56,400円

		呼吸器機能に障害のあるもの		
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	対象者が容易に使用し得るもの	10年 17,000円
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害2級以上の者（盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	対象者が容易に使用し得るもの	5年 9,000円
	盲人用体重計	視覚障害2級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	対象者が容易に使用し得るもの	5年 18,000円
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	(1) 呼吸器機能又は心臓機能障害者であって、在宅酸素療法を行うもの又は人工呼吸器を装着するもの (2) 難病患者等であって、人工呼吸器の装着が必要なもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	5年 157,500円
情報・意思疎通支援用	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声及び発語に著しい障害を有するもの	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	5年 98,800円
	情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーションソフト	5年 100,000円
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の	文字等のコンピュー	6年

具	スプレイ	重度重複障害（原則として視覚障害２級以上で、かつ、聴覚障害２級）の身体障害者であって、必要と認められるもの	ターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500 円
	点字器	視覚障害者	<p>（標準型）</p> <p>A 32マス18行、両面書、真ちゅう板製</p> <p>B 32マス18行、両面書、プラスチック製</p> <p>（携帯用）</p> <p>A 32マス4行、片面書、アルミニウム製</p> <p>B 32マス12行、片面書、プラスチック製</p>	<p>（標準型）</p> <p>7年</p> <p>A 10,712円</p> <p>B 6,798円</p> <p>（携帯用）</p> <p>5年</p> <p>A 7,416円</p> <p>B 1,699円</p>
	点字タイプライター	視覚障害２級以上の者（本人が就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者に限る。）	対象者が容易に使用し得るもの	5年 63,100円
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上の者	対象者が容易に使用し得るもの	6年 録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円

視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、対象者が容易に使用し得るもの	6年 99,800円
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読み取りたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8年 198,000円
盲人用時計	視覚障害2級以上の者（音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため、触読式時計の使用が困難な者を原則とする。）	対象者が容易に使用し得るもの	10年 触読時計 10,300円 音声時計 13,300円
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声及び発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション又は緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話機に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	5年 71,000円
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組	6年 88,900円

			に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、対象者が容易に使用し得るもの	
人工咽頭	咽頭摘出者	(笛式) 呼気によりゴム等の鼓膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの (電動式) 顎下部等に当てた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの(電池及び充電器を含む。)	(笛式) 4年 5,150円 (電動式) 5年 72,203円	
人工鼻(付属品)	喉頭摘出者であって、人工鼻の必要性があると認められるもの	人工鼻本体に付属するもの	5,000円/月	
福祉電話(貸与)	難聴者又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション又は緊急連絡等の手段として必要性が	対象者が容易に使用し得るもの	—	

		あると認められるもの及びファックス被貸与者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）		
ファックス（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害３級以上であって、コミュニケーション又は緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの（電話（難聴者用電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	対象者が容易に使用し得るもの	—	
視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）	視覚障害者	編集及び校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で、点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	—	
点字図書	視覚障害者	月刊、週刊等で発行される雑誌を除く点字図書	別に定める	

	人工内耳用電池	聴覚障害者(児)であって、人工内耳を装用しているもの	空気電池と専用充電電池の併給はできない A 空気電池 (一括交付可) B 専用充電電池	A 1月 2,500円/月 B 1年 15,000円
	視覚障害者用地デジ対応ラジオ	視覚障害2級以上の者(学齢児以上の者に限る)	対象者が容易に使用し得るもの	6年 29,000円
排泄管理支援用具	ストーマ装具	ストーマ造設者	皮膚保護剤袋を身体に密着されるもの	(蓄便袋) 8,858円/月 (蓄尿袋) 11,639円/月
	紙おむつ	(1) 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん又はストーマの変形のためストーマ用装具を装着できない者 (2) 先天性疾患に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のあ	紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サラン及びガーゼ等衛生用品)	12,000/月

		<p>る者</p> <p>(3) 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害がある者</p> <p>(4) 脳性麻痺等脳原生運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、紙おむつ等を必要とするもの（医師の意見書添付）</p>		
	収尿器	高度の排尿機能障害者	<p>採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置の付いたもの（ラテックス製又はゴム製）</p> <p>A 普通型（男女別）</p> <p>B 簡易型（男女別）</p>	<p>1年（男性用）</p> <p>A 7,931円</p> <p>B 5,871円</p> <p>（女性用）</p> <p>A 8,755円</p> <p>B 6,077円</p>
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	(1) 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって、障害等級3級以上のもの。ただし、特殊便器への取替えをする場合	対象者の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000円

		<p>は、上肢障害 2 級以上の者</p> <p>(2) 難病患者等であって、 下肢又は体幹機能に障害のあるもの</p>		
--	--	--	--	--

- (注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢若しくは下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 「難病患者等」とは、大野市地域生活支援事業実施規則第 3 条第 1 項第 5 号に定める者をいう。